

平成二十一年三月十八日

青森県教育委員会第二百八十三回臨時会

期日 平成二十一年三月十八日（水）  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

### 一開会

### 二報告

報告第一号 議案に対する意見について

### 三議案

議案第一号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案  
議案第二号 産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則案

### 則案

議案第三号 技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則案  
議案第四号 青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則案  
議案第五号 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則案

### 四閉会

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

一 平成二十年度青森県一般会計補正予算（第四号）案（教育委員会所管分）

青財第258号  
平成21年3月2日

青森県教育委員会

委員長 川村恒儀 殿

青森県知事 三村申吾

議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、県議会第257回定例会に提案予定の下記議案について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 平成20年度青森県一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会所管分）

青教政第307号  
平成21年3月2日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県教育委員会  
委員長 川 村 恒 儀

議案に対する意見について

平成21年3月2日付け青財第258号で意見を求められた下記議案については、原案に同意します。

記

- 1 平成20年度青森県一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会所管分）

平成20年度2月補正予算(補正第4号)総括表

教育費 項目別内訳

(単位:千円)

科 目	本 年 度 現計予算額	補 正 予 算 額	補 正 予 算 の 財 源 内 訳				補 正 後 の 予 算 額
			国庫支出金	県 債	そ の 他	一般財源	
1項 教育総務費	6,914,998	△145,377	△38,552		△7,989	△98,836	6,769,621
1 教育委員会費	3,702	△54				△54	3,648
2 事務局費	32,113	2,031	△209			2,240	34,144
3 教育行政費	5,057,787	△26,103			9,284	△35,387	5,031,684
4 教職員人事費	231,737	△951			△1,373	422	230,786
5 教育指導費	412,495	△80,988	△38,343		△15,900	△26,745	331,507
6 総合学校教育センター費	224,115	△9,867				△9,967	214,148
7 恩給及び退職年金費	150,049	△7,998				△7,998	142,051
8 財産管理費	803,000	△21,347				△21,347	781,653
2項 小学校費	54,499,561	△681,045	572			△681,617	53,818,516
3項 中学校費	31,356,439	△572,355	△1,843		△158	△570,254	30,784,084
4項 高等学校費	39,496,554	△497,294	27,888	△380,000	△219,108	73,826	36,999,260
1 高等学校総務費	32,780,115	△40,691			△150,244	109,553	32,739,424
2 高等学校管理費	2,545,746	△116,647	288		△68,864	△48,071	2,429,099
3 教育振興費	638,079		205			△205	638,079
4 学校建設費	3,532,614	△339,956	27,394	△380,000		12,650	3,192,668
5項 特別支援学校費	11,157,126	△223,660	6,295		21,194	△251,149	10,833,466
6項 社会教育費	3,122,975	△156,700	△6,586		△129,547	△20,457	2,966,275
1 社会教育振興費	1,897,409	△11,414	△6,586			△4,828	1,885,995
2 文化財保護費	756,212	△134,678			△129,301	△5,377	621,534
3 図書館費	201,486						201,486
4 郷土館費	89,609	△42			△346	304	89,567
5 少年自然の家費	70,831	△6,983				△6,963	63,868
6 総合社会教育センター費	107,428	△3,603				△3,603	103,825
7項 保健体育費	1,887,743	△24,374	△8,721		131	△15,784	1,663,368
1 保健給食振興費	604,827	△12,425	△8,721			△3,704	682,402
2 体育振興費	992,916	△11,949			131	△12,080	980,867
10款 教育費 A	148,235,396	△2,300,805	△21,047	△380,000	△335,577	△1,564,181	145,934,581
11款 災害復旧費 B		15,990	10,659		3,385	1,946	15,990
教育委員会計 (A+B)	148,235,396	△2,284,815	△10,388	△380,000	△332,192	△1,562,235	145,950,581
県一般会計 C	736,949,534	△22,511,770					714,437,764
(A+B) / C %	20.1%	10.1%					20.4%

\* 上記のほかの 10款 教育費としては、1項 9月 学事振興費 がある。

学事振興費	5,407,240	△159,833	△4,595			△155,238	5,247,407
10款 教育費 計 D	153,642,636	△2,460,636	△14,983	△380,000	△332,192	△1,717,473	151,181,998
D / C %	20.8%	10.9%					21.2%

## 議案第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表入スポーツ健康課の項中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校總体推進室」に改める。

第四条第九号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第八条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 学校財務事務に関する」と。

第九条の二第十六号中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校總体推進室」に改める。

第十六条の三（見出しを含む。）中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十六条の四の見出し及び同条第一項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第二項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十六条の六第一項中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校總体推進室」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 提案理由

全国高等学校総合体育大会準備室の名称を変更し、学校施設課の所掌事務に学校財務事務の指導に関する」とを加えるとともに、グループ制の見直しに伴うグループマネージャー及びサブマネージャーの職の設置等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

※傍線部分は改正部分

## 新 条 文

## (課、グループ等)

## 旧 条 文

## (第三条) (略)

## (第三条) (略)

## 新 条 文

## (第三条) (略)

課名	室名
学校教育課	(略)
スポーツ健康課	全国高校総体推進室
文化財保護課	(略)

## (各課の所掌事務)

第四条 教育政策課においては、次の事務をつかさどる。

## (一) (略)

## (一) (略)

## (一) (略)

- 九 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。  
 十 十二 (略)

## (二) (略)

## (二) (略)

第八条 学校施設課においては、次の事務をつかさどる。

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (四) (八) (略)

## (四) (八) (略)

## (九) (八) (略)

## (九) (八) (略)

## (十) (九) (略)

## (十) (九) (略)

## (十一) (十) (略)

## (十一) (十) (略)

## (十二) (十一) (略)

## (十二) (十一) (略)

## (十三) (十二) (略)

## (十三) (十二) (略)

第九条の二 スポーツ健康課においては、次の事務をつかさどる。

## (一) (十五) (略)

## (一) (十五) (略)

## (一) (十五) (略)

(全国高校総体推進室)

## (十六) (略)

## (十六) (略)

## (十六) (略)

## (課、グループ等)

## (第三条) (略)

## 新 条 文

課名	室名
学校教育課	(略)
スポーツ健康課	全国高等学校総合体育大会準備室
文化財保護課	(略)

## (各課の所掌事務)

## (四) (八) (略)

## (四) (八) (略)

## (九) (八) (略)

## (九) (八) (略)

## (十) (九) (略)

## (十) (九) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

## (各課の所掌事務)

## (一) (五) (略)

## (一) (五) (略)

新 条 文

(グループマネージャー)

(グループリーダー)

旧 条 文

第十六条の三 グループにグループマネージャーを置く。  
2 グループマネージャーは、上司の命を受け、グループの事務を処理する。

(サブマネージャー)

(サブリーダー)

第十六条の四 グループに必要に応じサブマネージャーを置く。  
2 サブマネージャーは、上司の命を受け、グループマネージャーの補助的事務に従事し、グループの事務を整理する。

(課内室の室長)  
第十六条の六 学校教育課特別支援教育推進室、スポーツ健康課全国高校総体推進室及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室に室長を置く。

2 (略)

(課内室の室長)  
第十六条の六 学校教育課特別支援教育推進室、スポーツ健康課全国高等学校総合体育大会準備室及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室に室長を置く。

2 (略)

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則  
案  
産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則を次  
のように定める。  
(産業教育手当支給規則の一部改正)  
第一条 産業教育手当支給規則(昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号)の

員法第一条中「給料月額に百分の十を乗じて得た額」を「一万二千六百円（地方公務員法）へ平成七年七月青森県条例第十六号（第二条第二項の規定による勤務時間で除して得た数を、より定められたその者に規定する短時間勤務の額に相当する額）」とし、同法第二条第一項に規定する短時間勤務の額に相当する額を「一月の端数による勤務時間（勤務時間の端数を切り捨てた額を乗じて得た額）」とする。この額は、（一）の規定による勤務時間で除して得た数を、より定められたその者に規定する短時間勤務の額に相当する額を「一月の端数による勤務時間（勤務時間の端数を切り捨てた額を乗じて得た額）」とする。

提案理由  
職員の諸手当の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

ら施行する。

※傍線部分は改正部分

改	正	案	現	行
(支給額)				
第一条 産業教育手当の月額は、一万二千六百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十九条の八第一項の規定により定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。				

第一条 産業教育手当の月額は、給料月額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十九条の八第一項の規定により定期通信教育手当を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に百分の六を乗じて得た額とする。

(支給範囲)

第二条 教員（条例第十九条の七第一項に規定する教諭、助教諭又は講師をいう。）の産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一・二（略）

(支給範囲)

第二条 教員（条例第十九条の七第一項に規定する教頭、教諭、助教諭又は講師をいう。）の産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一・二（略）

○ 定時制通信教育手当支給規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号）新旧対照表

※傍線部分は改正部分

改	正	案	現	行
(支給額)			(管理職手当を受ける者の定時制通信教育手当)	

第二条 定時制通信教育手当の月額は、一万二千六百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

第二条 条例第十九条の八第一項の規定により、管理職手当を受ける校長、教頭及び分校主事である教諭に支給する定時制通信教育手当について任命権者の定める割合は、それぞれ百分の八とする。

證據第三號

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則案

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年三月青森県教育委員会規則第四号）

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「本務として夜間における定時制の課程の勤務」を「青森県立八戸水産高等学校の実習船による漁業実習」に、「学校職員の特殊勤務手当（昭和二十七年六月青森県人事委員会規則七一〇）」第二条第八号の適用を受ける職員の例」を「教育委員会が別に定めるところ」に改める。  
附則  
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由  
技能職員等の給与の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

提

技能職員等の給与の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

○ 技能職員等の給与に関する規則 新旧対照表

※傍線部分は改正部分

改 正 案	現 行
(給与)	(給与)
第二条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の適用を受ける職員の例による。	第二条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の適用を受ける職員の例による。 ただし、特別支援学校に勤務する技能職員等の給料の調整額に係る調整は「一」とする。
2 前項に定めるもののほか、青森県立八戸水産高等学校の実習船による漁業実習に従事する技能職員等には、教育委員会が別に定めるところにより、特殊勤務手当を支給する。	2 前項に定めるもののほか、本務として夜間ににおける定時制の課程の勤務に従事する技能職員等には、学校職員の特殊勤務手当（昭和二十七年六月青森県人事委員会規則七一一〇）第一条第八号の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

議案第四号

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)  
第一条中「削除」を「有効期間の更新等の申請（第二十条（第二十四条）」に、「第二十一条（第二十六条）」を「第二十五条（第二十九条）」に改める。

第一条中「授与権者」を「教育委員会」に、「授与等」を「授与、有効期間の更新等」に改める。

第二条の表中

教育職員免許法施行令（昭和二十四年政令第三百三十八号）	教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第十六号）	施 行 令
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二百三十九号）	免 許 法 施 行 規 则	
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六号）	免 許 法 施 行 規 则	

を

に改める。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部省令第九号）	平成二十年改正免許法施行規則
-------------------------------------	----------------

第三条第一項中「同法」の下に「第五条第一項、「一」を、「第十六条の二」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同項ただし書を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「第二の二」の下に「又は同法第五条第二項」を加え、「及び単位修得証明書」を「又は学力に関する証明書」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「

第十六条の二」の下に「第一項又は第二項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第八号とし、同条に次の二項を加える。

3 第一項に掲げる書類のほか、免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十二条のただし書の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。

第三条の二中「第五号」を「第四号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第四条中「前条」を「第三条」に、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第五条中「第五条第一項」の下に「又は第六条第四項」を加え、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 学力に関する証明書

第五条に次の二号を加える。

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書  
第五条の二中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条ただし書を削り、同条第四号を次のように改める。

四 学力に関する証明書

第六条中「第四号まで」を「第三号まで」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同条に次の二号を加える。

六 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第七条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第四号中「第十七号様式」を「第二十三号様式」に改める。

八 条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「第四号まで」を「第三号まで」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

八 条の二中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

九 条中「前条」を「第八条」に改める。

十条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条に次の二号を加える。

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書  
第十条第二項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「第九号」を「第十号」

に改め、同項第四号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改め、同項第五号を次のように改める。

##### 第五 学力に関する証明書

第十一条第二項に次の一号を加える。

第十一条免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改める。

第十二条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第三号中「授与証明書」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第十三条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第十八条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める。

第十九条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改め、「胸図」を削る。

第二十六条第一項中「第六十五条の八」を「第六十五条の十一」に、「第十八号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「授与権者」を「教育委員会」に、「第十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第二項中「第十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「第十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条及び第二十三条を削る。

第二十一条第一項中「第十号様式」を「第十七号様式」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第二項中「第十一号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加えねばならない。

第五章を次のように改める。

（有効期間更新証明書等の再発行の申請）

第二十六条施行規則第六十一条の十又は平成二十年改正免許法施行規則附則第十五条の証明書の再発行を受けようとする者は、有効期間更新証明書等再発行申請書（第十九号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第五章を次のように改める。

（有効期間の更新の申請）

第二十条免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書（第十号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二　免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三　戸籍抄本

免許法第九条の二第一項の規定により、免許状更新講習の受講をしないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書（第十一号様式）に前項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年青森県教育委員会規則第六号。以下「更新講習受講規則」という。）第五条に定める表彰等を受けた者にあっては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。（有効期間の延長の申請）

第二十一条　免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書（第十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。一　免許状の写し、免許状授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書  
二　免許状の有効期間満了日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三　戸籍抄本

（更新講習修了確認の申請）

第二十二条　平成十九年改正法附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（第十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一　免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書  
二　免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三　戸籍抄本

二　平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定により、免許状更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書（第十四号様式）に前項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

二十三条　平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書（第十五号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなけ

第二、平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書（第十五号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなけ

れはならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要な者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第11条第1項

第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書

二 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了する」とが困難な事由があることを証する書類

三 戸籍抄本

(更新講習受講免除の認定の申請)

第一十四条 平成十九年改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習受講免除の認定を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除認定申請書（第十六号様式）に第二十二条第一項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、更新講習受講規則第五条に定める表彰等を受けた者についてては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる書類は、必要な者に限る。

第一号欄に「青森県教育委員会殿」又は「青森県教育委員会 殿」と「生年月日 年 月 日」を

電話番号

」、「教育職員免許状を授与していただきたいので」又は「教育職員免許

状の授与について」とある。

第二号欄に「青森県教育委員会殿」又は「青森県教育委員会 殿」と「生年月日 年 月 日」を

電話番号

」、「教育職員免許状を交付していただきたいので」又は「教育職員免許

状の交付について」とある。

第三号欄に「青森県教育委員会殿」又は「青森県教育委員会 殿」と「生年月日 年 月 日」を

電話番号

」、「教育職員免許状を[書換]していただきたいので」又は「教育職員

免許状の[書換]について」とある。

体 重	k g
胸 囲	c m

体 重	k g
胸 囲	c m

」とある。

「新潟市議會母「青森県教育委員会殿」及「青森県教育委員会殿」並、「第5条第1項第4号」及「第5条第1項第3号」並、「宣誓いたします」及「宣誓します」並沿々、回聲が響くのみのようになつた。

3 成年後見人又は被保佐人

概十八年暮付「(第26条関係)」と、「(第29条関係)」と、「青森県教育委員会殿」の「青森県教育委員会殿」と、「第65条の8」と、「第65条の11」と略す。回数付を據え置く。同様に「第65条の8」と、「第65条の11」と略す。回数付を據え置く。

概十四呻嘆狀「(概)一十四條謹啓」に於て、兩臣の御詔勅を  
第一十号様式にて。 様十一呻嘆狀及び概十二呻嘆狀も同様。  
概十一呻嘆狀「(第21条關係)」心「(第25条關係)」と

種類	
番号	
科 教 特 別 支 援 教 育 傾 向 域	
(授与・交付)年月日	
授与条件	

- 1 -

免 許 状 種 類	
教 科 特別支援教育領域	
免 許 状 番 号	
(授与・交付) 年月日	
特別支援教育領域	追加年月日
追加した特別支援教育 領域及び追加年月日	
授 与 条 件	
有 効 期 間	
修 了 確 認 限	

に改め、同様式を第十八号様式

ル、回数証の右上部の一欄に加える。

## 有効期間更新証明書等再発行申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日	
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

下記の証明書の再発行について申請します。

記

- 1 再発行を申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）
  - (1) 有効期間更新証明書
  - (2) 有効期間延長証明書
  - (3) 更新講習修了確認証明書
  - (4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）  
附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - (5) 修了確認期限延期証明書
  - (6) 免許状更新講習免除証明書
- 2 破損又は紛失した証明書の発行年月日 年 月 日
- 3 申請の理由
- 4 所有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

5 免許状の有効期間の末日又は修了確認期限 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

紙十吓連付「(第21条関係)」或「(第25条関係)」又、「青森県教育委員会」或「青森県教育委員会」又、「生年月日 年 月 日」或「生年月日 年 月 日」又、「教育職員免許号 電話番号」

状の〔授与  
交付〕証明書を交付くださるよう」或「教育職員免許状〔授与  
交付〕証明書の交付について」又、

授与年月日 交付	授与権者
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

授与年月日 交付
年 月 日
年 月 日
年 月 日

による。又連付紙十吓連付の記載の事

による。又連付紙十吓連付の記載の事

## 有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日	
勤務（予定）校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

## 1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

## 2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな)		生年月日 年 月 日	
氏名	④		
勤務（予定）校・機関		職名	
現住所		電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の受講免除による免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

証明者 団

注1 申請者が氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 有効期間延長申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	㊞	生年月日 年 月 日
勤務校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の 年 月 日までの延長について、関係書類を添えて申請します。

記

## 1 延長事由

( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

## 2 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証明者

注1 申請者が氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名		印	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校・機関			職名	
現住所			電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了したことの確認について、関係書類を添えて申請します。

## 1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

## 2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	㊞	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校・機関			
現住所	電話番号	本籍地	

私は免許状更新講習の課程を修了してから2年2月の期間内にあることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

## 1 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

## 2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、 教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 修了確認期限延期申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	㊞	生年月日 年 月 日
勤務校・機関		職名
現住所	電話番号	本籍地

私は修了確認期限の 年 月 日までの延期について、関係書類を添えて申請します。

記

## 1 延期事由

( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

## 2 所持する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

## 3 延期前の修了確認期限 年 月 日

## [証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 団

注1 申請者が氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 免許状更新講習受講免除認定申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習受講免除の認定について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

証 明 者 団

注1 申請者が氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年三月青森県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「盲学校特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「第四号」を「第三号」に、「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、附則第三項中「盲学校特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

附 則

- 2 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

提案理由

平成二十一年四月からの教員免許更新制の導入に伴う免許状の有効期間の更新等の申請手続に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の整備を行うため提案するものである。

青森県教育職員免許状に関する規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	改 正	現 行
目次		
第一章～第四章 (略)		
第五章 有効期間の更新等の申請 (第二十一条～二十四条)		
第六章 雜則 (第二十五条～第二十九条)		
附則		
第一章 総則		
(趣旨)		
第一条 この規則は、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教育職員の免許状（以下「免許状」という。）の授与、有効期間の更新等に關し、必要な事項を定めるものとする。		
(関係法令の略称)		
第一条 (略)		
法 令 の 名 称	略 称	
教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	免 許 法	
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）	改 正 法	
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）	施 行 法	
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	平成十九年改正法	
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則	
目次		
第一章～第四章 (略)		
第五章 削除		
第六章 雜則 (第二十一条～第二十六条)		
附則		
第一章 総則		
(趣旨)		
第一条 この規則は、青森県教育委員会（以下「授与権者」という。）が行う教育職員の免許状（以下「免許状」という。）の授与等に關し、必要な事項を定めるものとする。		
(関係法令の略称)		
第一条 (略)		
法 令 の 名 称	略 称	
教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	免 許 法	
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）	改 正 法	
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）	施 行 法	
教育職員免許法施行令（昭和二十四年政令第三百三十八号）	免 許 法 施 行 令	
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則	

改  
正  
後

現

行

教育職員免許法施行規則の一部を改正する 省令(平成二十年文部科学省令第九号)	平成二十年改正 免許法施行規則
教育職員免許法施行規則(昭和二十 九年文部省令第二十七号)	施行法施行規則

## 第二章 免許状授与等の申請

### (普通免許状授与の申請)

第三条 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は免許法附則第八項若しくは第十二項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

#### 一 履歴書(第四号様式)

### (普通免許状授与の申請)

第三条 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第十六条の二又は免許法附則第八項若しくは第十二項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第五号に掲げる単位修得証明書は、必要ある者に限る。

- 一 履歴書(第四号様式)  
二 身元証明書  
三 宣誓書(第九号様式)  
四 戸籍抄本(外国人にあつては、市區町村長の発行する外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)による登録済証明書。以下同じ。)  
五 免許法別表第一、第二若しくは第二の二による場合は、基礎資格による場合は、基礎資格の証明書又は学力に関する証明書  
六 免許法第十六条の二第一項又は第二項の規定による場合は、教員資格認定試験の合格証明書  
七 免許法附則第八項の規定による場合は、旧国立工業教員養成所の卒業証明書  
八 免許法附則第十二項の規定による場合は、旧国立養護教諭養成所の卒業証明書  
九 免許法第五条第一項第二号本文の規定に該当しない者若しくは同号ただし書に規定する文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者又は免許法附則第三項の規定の適用を受ける者であることを証する書面(第四号の基礎資格の証明書又は第六号若しくは第七号の卒業証明書により、これらの資格を証明することができる場合を除く。)

教育職員免許法施行規則(昭和二十 九年文部省令第二十七号)	施行法施行規則

## 2 (略)

3 第一項に掲げる書類のほか、免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十二項のただし書の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。

## (特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加の申請)

第三条の二 免許法第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、免許状を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二条）附則第六項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、同法附則第六項に規定する中学校教諭免許状及びその写し並びに同項に規定する文部科学省令で定める技術の教科に関する講習の修了証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

## (検定による普通免許状授与の申請)

第五条 免許法第五条第一項又は第六条第四項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは第十八項の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号から第十一号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一五 (略)

六 有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書  
七 学力に関する証明書  
八 (略)

## 十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

## 2 (略)

## (新設)

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二条）附則第六項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、前条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、同法附則第六項に規定する中学校教諭免許状及びその写し並びに同項に規定する文部科学省令で定める技術の教科に関する講習の修了証明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二条）附則第六項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、同法附則第六項に規定する中学校教諭免許状及びその写し並びに同項に規定する文部科学省令で定める技術の教科に関する講習の修了証明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。

## (検定による普通免許状授与の申請)

第五条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは第十八項の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第三号から第十号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一五 (略)

六 有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書  
七 単位修得証明書  
八 (略)

第五条の二 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

## 一(三) (略)

四 学力に関する証明書  
(略)

第六条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、施行法第二条の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一(五) (略)

## 六 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

## (特別免許状授与の申請)

第七条 免許法第五条第三項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

## 一(三) (略)

## 四 教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦書 (第13号様式)

## (検定による臨時免許状授与の申請)

第八条 免許法第五条第六項又は施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号から第七号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一(七) (略)

第五条の二 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第五号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一(三) (略)

四 単位修得証明書  
(略)

第六条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、施行法第二条の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一(五) (略)  
(新設)

## 一(三) (略)

## 四 教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦書 (第17号様式)

## (検定による臨時免許状授与の申請)

第八条 免許法第五条第五項又は施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

## 一(七) (略)

## 2 (略)

第八条の二 臨時免許状の授与を受けた者で、免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

## 一～三 (略)

第九条 第六条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者及び第八条に規定する施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者が免許状の授与を受けることができる教科は、別表第一に定めるところによる。

## (特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)

第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の表の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第一号から第四までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一～三 (略)

## 四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

## 2 (略)

第八条の二 臨時免許状の授与を受けた者で、免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

## 一～三 (略)

## (特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)

第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の表の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一～三 (新設) (略)

## 2 免許法施行規則第六十四条第一項又は第六十五条に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一～三 (略)

四 有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書

## 五 学力に関する証明書

## 六～九 (略)

## 十 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

## 行

## 現 行

## 2 (略)

第八条の二 臨時免許状の授与を受けた者で、免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

## 一～三 (略)

## (特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)

第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の表の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一～三 (新設) (略)

## 2 免許法施行規則第六十四条第一項又は第六十五条に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第三号から第九号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

## 一～三 (略)

四 有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書

## 五 単位修得証明書

## 六～九 (略)

## 十 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(外国において授与された免許状を有する者等の免許状授与の申請)

第十一條 免許法第十八条の規定により免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一・二 (略)

三 外国において授与された免許状を有する者は、その免許状の写し又はその免許状の授与証明書

四・五 (略)

(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申請)

第十二条 施行法第一条第三項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付申請書(第二号様式)に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、旧令による教員免許状及びその写しを添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(書換又は再交付の申請)

第十三条 免許法第十五条の規定により免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換又は再交付申請書(第三号様式)に、書換の場合にあつては戸籍抄本及び免許状を、再交付の場合にあつては戸籍抄本及び免許状(紛失した場合を除く。)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第四章 人物及び身体の検定

(人物の検定)

第十八条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する人物の検定は、受検者の性格、指導力、研究心、信頼性、協調性等について行う。

(身体の検定)

第十九条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する身体の検定は、受検者の身長、体重、胸囲、視力、聽力、疾病等について行う。

(外国において授与された免許状を有する者等の免許状授与の申請)

第十一條 免許法第十八条の規定により免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一・二 (略)

三 外国において授与された免許状を有する者は、その免許状の写し又はその免許状の写し

四・五 (略)

(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申請)

第十二条 施行法第一条第三項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付申請書(第二号様式)に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、旧令による教員免許状及びその写しを添えて、授与権者に提出しなければならない。

2・3 (略)

(書換又は再交付の申請)

第十三条 免許法第十五条の規定により免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換又は再交付申請書(第三号様式)に、書換の場合にあつては戸籍抄本及び免許状を、再交付の場合にあつては戸籍抄本及び免許状(紛失した場合を除く。)を添えて授与権者に提出しなければならない。

第四章 人物及び身体の検定

(人物の検定)

第十八条 免許法第六条第一項、第三項に規定する人物の検定は、受検者の性格、指導力、研究心、信頼性、協調性等について行う。

(身体の検定)

第十九条 免許法第六条第一項及び第三項に規定する身体の検定は、受検者の身長、体重、胸囲、視力、聽力、疾病等について行う。

改 正 後

第五章 有効期間の更新等の申請

(有効期間の更新の申請)

第二十条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書（第十号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三 戸籍抄本

- 2 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状更新講習の受講をしないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書（第十一号様式）に前項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年青森県教育委員会規則第 号。以下「更新講習受講規則」という。）第五条に定める表彰等を受けた者については、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三項に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(有効期間の延長の申請)

第二十一条 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書（第十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

- 二 免許状の有効期間の満了日までに免許状更新講習の課程を修了する「ことが困難な事由がある」とを証する書類

三 戸籍抄本

(更新講習修了確認の申請)

- 第二十二条 平成十九年改正法附則第一条第二項の規定により、更新講修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（第十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

第五章 削除

第五章 削除

現 行

(新設)

(新設)

(新設)

改 正 後

現 行

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認證明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認證明書、修了確認證明書又は免許状更新講習免除證明書
- 二 免許状更新講習修了證明書又は免許状更新講習履修證明書
- 三 戸籍抄本

2 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定により、免許状更新講習の課程を修了した後一年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書（第十四号様式）に前項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

（修了確認期限の延期の申請）

第二十三条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書（第十五号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認證明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認證明書、修了確認證明書又は免許状更新講習免除證明書

二 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することができる事由があることを証する書類

三 戸籍抄本

（更新講習受講免除の認定の申請）

第二十四条 平成十九年改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習受講免除の認定を受けようとする者は、免許状更新講習免除申請書（第十六号様式）に第二十二条第一項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、更新講習受講規則第五条に定める表彰等を受けた者については、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

（新設）

## 第六章 雜則

(免許状の授与又は交付の証明)

第二十五条 免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与又は交付証明申請書（第十七号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与又は交付証明書は第十八号様式による

## 第六章 雜則

(免許状の授与又は交付の証明)

第二十一条 免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与又は交付証明申請書（第十号様式）を授与権者に提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与又は交付証明書は第十一号様式による

(免許状の返納)

第二十二条 免許法第十条第一項及び第十一条第四項の規定により失効した免許状を有する者は、返納命令書（第十二号様式）に定めるところにより、その免許状を返納しなければならない。

第二十三条 削除

(新設)

第二十六条 免許法附則第六十一条の十又は平成二十年改正免許法施行規則附則第十五条の証明書の再発行を受けようとする者は、有効期間更新証明書等再発行申請書（第十九号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第二十七条 特別免許状及び臨時免許状は、第二十号様式による。

(免許教科以外の教科の教授担任許可)

第二十八条 免許法施行規則第十四項の規定により教育委員会に提出する申請書は、第二十一号様式による。

2 免許法附則第二項の規定に基づく免許教科以外の教科の教授担任許可は、教科外の教授担任許可書（第二十一号様式）により行う。

(特別非常勤講師の届出書)

第二十九条 特別非常勤講師の届出書（免許法施行規則第六十五条の十の規定による届出書をいう。）は、第十四号様式による。

(特別非常勤講師の届出書)

第二十六条 特別非常勤講師の届出書（免許法施行規則第六十五条の八の規定による届出書をいう。）は、第十八号様式による。

第2号様式(第12条関係)

年月日

青森県教育委員会

生年月日 年 月 日  
電話番号

教育職員免許状交付申請書

私は下記の教育職員免許状の交付について、關係書類を添えて申請し主ます。

第1号様式(第3条関係)

年月日

青森県教育委員会

生年月日 年 月 日  
電話番号

教育職員免許状授与申請書

私は下記の教育職員免許状の授与について、關係書類を添えて申請します。

改  
正  
後

第2号様式(第12条関係)

年月日

青森県教育委員会

生年月日 年 月 日

教育職員免許状交付申請書

私は下記の教育職員免許状を交付していただきたいので、關係書類を添えて申請します。

第1号様式(第3条関係)

年月日

青森県教育委員会

生年月日 年 月 日

教育職員免許状授与申請書

私は下記の教育職員免許状を授与していただきたいので、關係書類を添えて申請します。

現  
行

第8号様式(第5条関係)					
身体に関する証明書					
(1) 現在の健康状態	体 重	kg	(2) 眼疾患	その他の疾患異常	
視力	裸眼	左( )右( )	(3) 胸部X線所見		
	きよう正	左( )右( )			
	感 力				

第3号様式(第13条関係)					
年月日					
貴重品教育委員会段					
生年月日 年 月 日 電話番号					
教育職員免許状 [審査 再交付] 中請書					
私は下記の教育職員免許状の [審査 再交付] について、開保書類を添えて申請します。					

改  
正  
後

第8号様式(第5条関係)					
身体に関する証明書					
(1) 現在の健康状態	体 重	kg	(2) 眼疾患	その他の疾患異常	
視力	胸 囲	(cm)	(3) 胸部X線所見		
	裸眼	左( )右( )			
	きよう正	左( )右( )			
感 力					

第3号様式(第13条関係)					
年月日					
貴重品教育委員会段					
生年月日 年 月 日					
教育職員免許状 [審査 再交付] 中請書					
私は下記の教育職員免許状を [審査 再交付] していただきたいので、別紙開保書類を添えて申請します。					

現  
行

第10号様式(第2回提出用)

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 様 年月日

登録番号	登録年月日	登録年月日
姓 名	姓 名	姓 名
職種(子法)性・性別	職種(子法)性・性別	職種(子法)性・性別
現住所	現住所	現住所

提出先選択の有効期間の変更について、確認書類を添えて手渡します。

記

1. 現在する免許状

年 月	免許状番号	提出年月日	提出年月日	提出年月日	提出年月日

2. 現了況出願書と交付済免許状

年 月	提出者	提出(提出)年月日	提出年月日
職場についての勤務状況に平若もの 変化、教育政策の動向及び学校の内外 における審議議論についての問題に 関する事項			
職務担当、会社組織その他の就業者の就業 に関する事項			
		年 月 日	姓・名・性
		年 月 日	姓・名・性
		年 月 日	姓・名・性

（新設）

1. 許可を有する場合においては、押印を捺印することができます。  
 2. 「封套免許證」に於く、普通(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)、特別主義(学級や組織)  
 に付ける記号であれば「教」、児童教諭免許状に付ける記号であれば「育」、准教諭免  
 許状に付ける記号であれば「准」、幼少期免許人(被服に口頭を記載することも可能)すな  
 ごと。  
 3. 請求の次回まで、日本工農銀行より既定とす。

第9号様式(第3条關係)

年月日

青森県教育委員会 様

宣誓書

私は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣言します。

備考 教育職員免許法第5条第1項  
 3 成年被後見人又は被保佐人  
 4 犯罪以上の刑に処せられた者

改

正

後

第9号様式(第3条關係)

年月日

青森県教育委員会 様

宣誓書

私は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項第4号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣言いたします。

備考 教育職員免許法第5条第1項  
 4 犯罪以上の刑に処せられた者

現

行

<p><b>第11号様式(第1回登録用)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>新規登録登録申請書</b></p> <p style="text-align: center;">新規登録登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">[法人登記]</td> <td style="width: 50%;">登記日</td> <td style="width: 50%;">年月日</td> </tr> <tr> <td>新規登録登録申請書</td> <td>登記番号</td> <td>新規登録登録申請書</td> </tr> </table> <p>新規登録登録申請書の登記期間の 年月日までの範囲について、新規登録登録申請書を提出して申請します。</p> <p style="text-align: center;">新規登録登録申請書</p> <p>1. 新規登録登録申請書</p> <p>2. 新規登録登録申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>新規登録登録申請書</th> <th>登記日</th> <th>登記番号</th> <th>新規登録登録申請書</th> <th>新規登録登録申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3. 新規登録登録申請書</p> <p style="text-align: center;">新規登録登録申請書</p> <p>(登録登録申請書)</p> <p>上記の事項、新規登録登録申請書に記載する事項に誤りがある場合は訂正することを用意する。</p> <p>年月日</p> <p style="text-align: center;">新規登録登録申請書</p> <p>注1: 本請求者が新規登録登録申請書においては、新規登録登録申請書を提出することができます。 注2: 本請求者が新規登録登録申請書を提出する場合は、日本工業規格JIS規格とする。</p>	[法人登記]	登記日	年月日	新規登録登録申請書	登記番号	新規登録登録申請書	種類	新規登録登録申請書	登記日	登記番号	新規登録登録申請書	新規登録登録申請書																															<p><b>第11号様式(第2回登録用)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>登録登録更新登録申請書</b></p> <p style="text-align: center;">登録登録更新登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">[法人登記]</td> <td style="width: 50%;">登記日</td> <td style="width: 50%;">年月日</td> </tr> <tr> <td>登録登録更新登録申請書</td> <td>登記番号</td> <td>登録登録更新登録申請書</td> </tr> </table> <p>登録登録更新登録申請書の登記期間による登録登録更新登録申請書の変更について、新規登録登録申請書を提出して申請します。</p> <p style="text-align: center;">登録登録更新登録申請書</p> <p>1. 登録登録更新登録申請書</p> <p>2. 登録登録更新登録申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>登録登録更新登録申請書</th> <th>登記日</th> <th>登記番号</th> <th>登録登録更新登録申請書</th> <th>登録登録更新登録申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">登録登録更新登録申請書</p> <p>(登録登録更新登録申請書)</p> <p>上記の事項、登録登録更新登録申請書に記載する事項に誤りがある場合は訂正することを用意する。</p> <p>年月日</p> <p style="text-align: center;">登録登録更新登録申請書</p> <p>注1: 本請求者が登録登録更新登録申請書を提出する場合は、新規登録登録申請書を提出することができます。 注2: 本請求者が登録登録更新登録申請書を提出する場合は、日本工業規格JIS規格とする。</p>	[法人登記]	登記日	年月日	登録登録更新登録申請書	登記番号	登録登録更新登録申請書	種類	登録登録更新登録申請書	登記日	登記番号	登録登録更新登録申請書	登録登録更新登録申請書																														
[法人登記]	登記日	年月日																																																																																			
新規登録登録申請書	登記番号	新規登録登録申請書																																																																																			
種類	新規登録登録申請書	登記日	登記番号	新規登録登録申請書	新規登録登録申請書																																																																																
[法人登記]	登記日	年月日																																																																																			
登録登録更新登録申請書	登記番号	登録登録更新登録申請書																																																																																			
種類	登録登録更新登録申請書	登記日	登記番号	登録登録更新登録申請書	登録登録更新登録申請書																																																																																

(新設)

(新設)

正

後

現

行

(削除)

改

正

後

現

行

第1.2号様式(第2.2条添付)					
返納保管了承書(申請書)					
市長承認書(第2.2条添付)					
年　月　日					
件名 氏名	提出日 年　月　日				
勤務(学年)　姓・名	職　業				
提出場所	提出者名　手渡者				
右社名所は前項の過失を申したとの確認について、開設者様を経て申告いたします。					
1. 未月ナム取扱規則					
年　月	未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因
未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因	
未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因	
未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因	
未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因	
未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因	
未許可事由	提出年月日	提出者名	未許可に影響 の原因	未許可に影響 の原因	
2. 市子支の被疑した未許可事由					
年　月	未許可事由	提出年月日	提出者名		
未許可についての基礎及び平成もの 変化、教育政策の動向及び平成の内情 に対する理解能力についての確認に 關する事項	年　月　日	年　月　日	年　月　日		
教育指導、生徒指導等の監視室の比喩 問題する事項	年　月　日	年　月　日	年　月　日		
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日		
3. 未許可する場合は、財物を留めることができます。					
4. 「財産留置権」には、税金(税理士、小学校、中学校、高等学校、特別支那学校等の教育 施設等の運営にかかる費用)であれば「税」、支拂地主等の費用にかかる費用で各称せ「費」、安否報知 料にかかる費用であれば「料」、出入口料を記入(税額の印字を記載することも可能)するこ とです。					
5. 留置料を支払は、日本工農銀行より領収書とする。					

第十三号様式  
削除

第1.2号様式(第2.2条添付)

返納命令書

-----
-----
-----
-----

第1回子供用(第1回を除く)

第1回子供用(第1回を除く)

子供用登録用紙(中間部)

年月日

（記入用紙）	名	生年月日	年月日
姓	名	姓	名
性別	男・女	性別	男・女
年齢	歳	年齢	歳

お子様の誕生日は 年月 日までの誕生日について、誕生日を記入して下さい。  
記入

1. 結婚年月  
(年月日～年月日)

2. 生育する予計年  

年	支拂額予計	支拂年月日	贈与額	内評定に記載の姓名	内評定に記載の本籍地

3. 誕生日の修正用紙 年月日

（改訂用紙用紙）

お誕生日は、お誕生日を記入する際の一年を改正する場合（平成20年誕生日を平成21年誕生日とする場合）に誕生日を記入することを目的とする。

年月日

改訂者 姓

※1. 申請者が両名を含むする場合はおいては、両名を記入することができます。  
2. 記入の大字は、日本に貢献した人物とする。

第1回子供用(第1回を除く)

第1回子供用(第1回を除く)

子供用登録用紙(後半部)

年月日

（記入用紙）	名	生年月日	年月日
姓	名	姓	名
性別	男・女	性別	男・女
年齢	歳	年齢	歳

お子様の誕生日の誕生日を記入してから1年生の範囲内にあることの確認について、誕生日を記入して下さい。

1. 育児する予計年  

年	支拂額予計	支拂年月日	贈与額	内評定に記載の姓名	内評定に記載の本籍地

2. 育丁支拂用紙(後半部)

年	支拂額	支拂年月日

※1. 両名を記入する場合は、両名を記入することができます。  
2. 記入の大字は、日本に貢献した人物とする。

正  
後

現  
行

(新設)

(新設)

第1.7号様式(第2.5番関係)

年月日  
青森県教育委員会

生年月日 年月日  
電話番号

教育職員免許状 [授与] 証明書申請書  
交付

下記の教育職員免許状 [授与] 証明書の交付について申請します。

記

所持免許状			証明書 の枚数
種類	番号	授与年月日 交付	
		年月日	

注 意

第1.8号様式(第2.4番関係)

青森県教育委員会

生年月日 年月日  
電話番号

教育職員免許状 [授与] 証明書申請書  
交付

私は免許状交付済である旨について、認証書類を添えて申出します。

記

1. 免許年月  
2. 所持する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与機関	免許状記載 の内容

〔証明書提出欄〕

上記の者は、教育職員免許状交付済の一基を受取る場合に成る場合は、甲子の免許状交付済の者に該当する。

年月日  
記

注 意

第1.9号様式(第2.1番関係)

年月日  
青森県教育委員会

生年月日 年月日  
電話番号

教育職員免許状 [授与] 証明書申請書  
交付

下記の教育職員免許状の [授与] 証明書を交付くださるよう  
申請します。

記

所持免許状			証明書 の枚数
種類	番号	授与年月日 交付	
		年月日	

注 意

改  
正  
後

新設( )

現  
行

改  
正  
後現  
行

## 第1号様式(第2.5条開設)

第1号様式(第2.5条開設)

社会福祉士登録申請書等提出申込書

社会福祉士登録申請書

登録者名 氏名	生年月日 年 月 日
配偶(子供)姓・姓	姓 名
性別	男姓

提出証明書の所持者について申告します。

記

1. 所持登録者登録申請書(持主の証明書を口印で捺印してください。)
- (1) 有効期間内未満者  
(2) 有効期間未満者  
(3) 有効期間未満者  
(4) 有効期間内未満者(持主の証明書の一枚を複数枚提出)(第2.5条開設第2.6)  
第2.6第2項第3項第5項の該当者  
(5) 有効期間内未満者  
(6) 有効期間内未満者

2. 証明交付登録した登録者登録の年月日 年 月 日

3. 申出の理由

4. 有効する免許状

種類	免許状番号	提出年月日	権利種別	免許者に記載の最高	免許状に記載の本籍地

5. 免許状の有効期間の末日(手書きで提出願います) 年 月 日

6. 現在の実務者名、日本立派服務人材登録を守る。

教育職員免許状 [授与] 証明書  
交付

免許状種類		
学科		
特別支援教育領域		
免許状番号		
(授与・交付)年月日		
特別支援教育領域	追加年月日	
追加した特別支援教育領域及(追加年月日)		
授与条件		
有効期間		
終了期限期限		

## 第1.1号様式(第2.1条開設)

教育職員免許状 [授与] 証明書  
交付

種類		
番号		
学科		
特別支援教育領域		
(授与・交付)年月日		
授与条件		

改  
正  
後

第11号様式(第23号様式)  
第11号様式(第117号様式)

(略図の1)

本欄地  
出  
名  
(教育職員)(教員)免許状

(略図の1)

本欄地  
出  
名  
(教育職員)免許状

現  
行

第14号様式(第112号様式)  
第14号様式(第117号様式)

(略図の1)

本欄地  
出  
名  
(教育職員)(教員)免許状

(略図の1)

本欄地  
出  
名  
(教育職員)免許状

第21号様式(第25号様式)

青森県教育委員会

教科外の教授担任許可申請書

下記の教科外の教授担任許可について申請します。

第15号様式(第25号様式)

青森県教育委員会

教科外の教授担任許可申請書

下記のとおり許可くださいよう申請します。

第2.3号様式(第7条関係)

推 薦 者

年 月 日

吉田県教育委員会 殿

推薦者

印

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

第2.2号様式(第2.8条関係)

教科外の教授担任許可書

改

正

後

第1.7号様式(第7条関係)

推 薦 者

年 月 日

吉田県教育委員会 殿

推薦者

印

下記の者に、特別免許状を授与くださるよう推薦します。

第1.8号様式(第2.6条関係)

教科外の教授担任許可書

現

行

第24号様式(第29条関係)

(表面)

年月日

特別非常勤講師届出書

青森県教育委員会 聞

届出者 団

下記の者について、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第65条の11の規定に基づき、特別非常勤講師の届出をします。

改

正

後

第18号様式(第26条関係)

(裏面)

年月日

特別非常勤講師届出書

青森県教育委員会 聞

届出者 団

下記の者について、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第65条の8の規定に基づき、特別非常勤講師の届出をします。

現

行

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
附 則（平成十七年青森県教育委員会規則第四号）	附 則（平成十七年青森県教育委員会規則第四号）
1 (施行期日) (略)	1 (施行期日) (略)
2 (経過措置) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科 学省令第三十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定により、特別 支援学校自立教科教諭の理学療法の普通免許状の授与を受けようとする 者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三 号までに掲げる書類のほか、有することを必要とする免許状の写し又 は免許状の授与証明書及び理学療法士免許又は医師免許を受けている ことの証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、免 許状の写しについては、教育委員会から授与された免許状を所持する者に限 る者に限る。	2 (経過措置) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科 学省令第三十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定により、盲学 校特殊教科教諭の理学療法の普通免許状の授与を受けようとする者は 、教育職員免許状授与願に、第三条第一項第一号から第四号までに掲 げる書類のほか、有することを必要とする免許状の授与証明書又は免 許状の写し及び理学療法士免許又は医師免許を受けていることの証明 書を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、免許状の 写しについては、授与権者から授与された免許状を所持する者に限る。
3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科 学省令第三十一号）附則第二条第三項の規定により、特別支援学校自 立教科教諭の理学療法の普通免許状の授与を受けようとする者は、教 育職員免許状授与申請書に、前項に規定する書類のほか、実務に關する 証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。	3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科 学省令第三十一号）附則第二条第三項の規定により、盲学校特殊教科 教諭の理学療法の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員 免許状授与願に、前項に規定する書類のほか、実務に關する証明書を 添えて、授与権者に提出しなければならない。

議案第五号

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則案

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六十一条の四第二号、第四号及び第五号、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正免許法施行規則」という。）附則第三条第二号及び第三号並びに附則第十条第一項第二号、第四号及び第五号並びに免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、免許状更新講習の受講に関し、必要な事項を定めるものとする。

（免許状更新講習を受講できる者）

第二条 更新講習規則第九条第一項第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校

（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- 一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- 二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講できることとすることが適当であると免許管理者が認めるもの

更新講習規則第九条第一項第三号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げ

る者とする。

- 一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者イ 国、県若しくは市町村又は更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ若しくはニに掲げる法人（以下「国等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き國等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に從事しているもの
- ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講できることとすることが適當であると免許管理者が認めるもの

- 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のうち、学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことがある者（免許状更新講習の修了確認を受ける義務を課される者）

第三条 改正免許法施行規則附則第三条第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- 一 異動により教育職員でなくなつた者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に從事しているもの
  - 二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの
- 2 改正免許法施行規則附則第三条第三号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者

イ 県若しくは市町村又は國立大学法人法第二条第一項に規定する國立大学法人（以下イ及び第四条第三項第一号イにおいて「県等」という。）への異動により教育職員でなくなつた者で、当該異動後引き続き県等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に從事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことのある者

（免許状更新講習の受講を免除できる者）

第四条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び改正免許法施行規則附則第十条第一項

第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校の教育職員として任命された者の中、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなつた者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要がないと免許管理者が認めるもの

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 国、県若しくは市町村又は免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ若しくはニに掲げる法人（以下イにおいて「国等」という。）への異動により教育職員でな

くなつた者で、当該異動後引き続き国等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要がないと免許管理者が認めるもの

二 学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことがある者

3 改正免許法施行規則附則第十条第一項第四号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 県等への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要がないと免許管理者が認めるもの

二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことのある者

(免許状更新講習の受講を免除できる表彰等)

第五条 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び改正免許法施行規則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣若しくは青森県教育委員会が行う表彰又はこれらの表彰に準ずるものとして免許管理者が認めるもので、普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内に行われたものとする。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



#### 提案理由

平成二十一年四月からの教員免許更新制に係る免許状更新講習規則等の関係省令に基づき、免許状更新講習の受講に関し、必要な事項を定めるため提案するものである。